明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

一　○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**三三）

〔告　示〕

一　○原動機を用いる歩行補助車等の型式認定番号を指定した件（**国家公安委**二一）
一　○原動機を用いる車椅子の型式認定番号を指定した件（**同**二二）
二　○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**同**二三）
二　○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**二四）
三　○日本国に帰化を許可する件（**法務**一六二）
三　○ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とスペイン王国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**外務**一九一）
四　○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**一一九七）
四　○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（**経済産業**一〇四）
六　○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（**同**一〇五）
六　○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（**同**一〇六）
六　○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（**同**一〇七）
六　○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（**同**一〇八）
六　○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**六八九）

〔国会事項〕

七　内閣

〔人事異動〕

八　内閣

〔皇室事項〕

八　諸事項

〔官庁報告〕

八　国家試験

平成三十年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について（環境省）

〔公　告〕

九　諸事項

裁判所

二九　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省令

○農林水産省令第三十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十条第二項の規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（届出義務の適用除外） **第六十九条**　（略） 2　法第五十条第二項の農林水産省令で定める者は、自ら生産した農産物を飼料として販売することを業とする販売業者とする。	（届出義務の適用除外） **第六十九条**　（略） 2　法第五十条第二項の農林水産省令で定める者は、飼料の消費者に対し販売することを業とする販売業者であって、自ら生産した農産物を飼料として販売するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○国家公安委員会告示第二十一号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の二第五項の規定により平成三十年五月九日付けをもって次のとおり原動機を用いる歩行補助車等の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成三十年五月二十九日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

型式認定番号	原動機を用いる歩行補助車等の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　M18—1	ユニキャリー UCW2	株式会社ユニカ 愛知県清須市西田中蓮池170番地